

令和2年（2020年）5月1日

3号認定児の保護者の皆様へ

姫路市こども保育課

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う利用者負担額の取扱いにつきまして

平素は、本市の教育・保育行政にご支援、ご協力をいただき、ありがとうございます。
現在、本市では国の緊急事態宣言等を受けて、保護者の皆様に登園の自粛を要請しておりますが、登園自粛要請期間中に登園されなかった方の利用者負担額（以下「保育料」という。）について、次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

記

1 保育料について

対象期間中に登園された日数に応じて、**保育料を日割り計算いたします。**
納付済みの保育料につきましては、還付等により調整いたします。

2 対象期間

姫路市が登園の自粛を要請している期間（令和2年4月9日から5月9日まで）

※自粛要請期間が変更された場合は、それに合わせて対象期間も変更します。

3 日割り金額の計算方法

当月分の保育料×登園した日数÷25（10円未満の端数切捨て）

※対象期間外に欠席した日は登園した日数に含めます。

4 保育料の返還について

○各園から報告に基づき日割り金額を計算いたしますので、**申請等は不要です。**

○日割り計算した保育料の変更決定は、当月分の翌月以降となる見込みです。

○保育料につきましては、原則として、一旦、変更前の金額で納付いただきますことをご了承ください。

○保育料の変更決定により払いすぎとなった保育料につきましては、

- ・保育所を利用されている方につきましては、姫路市から還付を行います。園又は市役所から還付先口座についてお伺いすることがございますのでご協力をお願いいたします。
- ・認定こども園を利用されている方につきましては、各園での対応となりますので、還付以外の調整方法となる場合もあります。

（問合せ先）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市 こども保育課 認定・利用担当
TEL：079-221-2565